

提供年月日	令和6年1月22日
担当部課	教育委員会 生涯学習課
担当者	井狩
連絡先電話番号	077-587-6053

第3期野洲市生涯学習振興計画（案）に係る パブリックコメントの実施について

近年の人々のライフスタイルの多様化やグローバル化などに適応するため、今までの概念や意識を全く異なったものに転換させる必要があります。また、人口減少・少子高齢化の進展と人生100年時代の到来を見据えた生涯学習社会の充実が求められるなど、法改正や生涯学習を取り巻く環境の変化に対応し、これらを組み込んだ第3期野洲市生涯学習振興計画を策定するものです。

この計画（案）について、野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づき意見募集（パブリックコメント）を実施します。

記

（1）閲覧期間

令和6年1月29日（月）～令和6年2月16日（金）

※各閲覧施設の執務時間内に限ります。

（2）閲覧場所

生涯学習課、市役所本館情報公開コーナー、市民交流センター、野洲図書館、野洲文化ホール、さざなみホール、総合体育館、歴史民俗博物館、各学区コミュニティセンター（みかみを除く）

※市ホームページでも閲覧可能

（3）意見の提出

閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファックス、メール又は持参のいずれかの方法で生涯学習課まで提出

（4）提出先

〒520-2331 野洲市小篠原1780番地 人権センター 2階

教育委員会 生涯学習課 電話：077-587-6053 FAX：077-587-3835

E-mail：syougai@city.yasu.lg.jp

（5）周知方法

広報やす1月号や市ホームページに掲載のほか、各関係機関に周知します。

（6）その他

提出のあった意見等については、計画策定の参考としますが、個別の回答は行わないこととし、後日、意見に対する回答をホームページで公表します。

第3期野洲市生涯学習振興計画（案）の概要について

（1）計画の根拠

生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

第11条「市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努める。」

（2）計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

（3）計画の策定体制

野洲市社会教育委員会議での意見、提案等を踏まえ計画（案）を作成しました。

（4）計画の構成

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間について記述しています。

第2章 策定の背景

生涯学習を取巻く背景、国・県の動向について記述しています。

第3章 本市の現状と課題

人口動態、市民活動団体数、社会教育施設等の状況、学力・学習状況調査結果による現状の整理、前「計画」における生涯学習関連事業の取組と課題について記述しています。

第4章 計画の基本方針

野洲市が目指す生涯学習の方向性、施策の体系、計画の体系について記述しています。

第5章 計画の評価

社会教育委員による点検評価、計画の進行管理について記述しています。